

公 告 第 204 号
令 和 5年 8月 1日

被 保 険 者 各 位

三越伊勢丹健康保険組合
理 事 長 白 藤 淳
(公 印 省 略)

諸 規 程 の 一 部 変 更 に つ い て

このたび、下記のとおり規程を一部変更しましたので、公告いたします。

記

1. 「組合会議員選挙執行規程」の一部を、新旧条文対照表のとおり変更する。

附 則

この規程は、令和 5年 8月 1日から施行する。

以上

新旧条文対照表

変 更 後	変 更 前
<p data-bbox="272 327 627 405">三越伊勢丹健康保険組合 組合会議員選挙執行規程</p> <p data-bbox="132 439 352 468">第1条～第6条 略</p> <p data-bbox="146 501 336 530">(立候補の届出等)</p> <p data-bbox="132 533 288 562">第7条 (略)</p> <p data-bbox="185 564 759 624">2 前項の届出をする場合においては、被保険者である組合員 <u>10人</u>以上の推薦者があることを要する。</p> <p data-bbox="132 658 209 687">以下略</p> <p data-bbox="132 721 188 750">附則</p> <p data-bbox="132 752 679 781">この規程は、令和5年8月1日から施行する。</p>	<p data-bbox="938 327 1292 405">三越伊勢丹健康保険組合 組合会議員選挙執行規程</p> <p data-bbox="798 439 1018 468">第1条～第6条 略</p> <p data-bbox="812 501 1002 530">(立候補の届出等)</p> <p data-bbox="798 533 954 562">第7条 (略)</p> <p data-bbox="850 564 1425 624">2 前項の届出をする場合においては、被保険者である組合員 <u>20人</u>以上の推薦者があることを要する。</p> <p data-bbox="798 658 874 687">以下略</p>